

「法人税税額控除等（措置法）」

CONTENTS

テーマ1	中小企業者等が機械等を取得した場合	2
	■中小企業者等が機械等を取得した場合の特例を学習する	
テーマ2	特定経営力向上設備等を取得した場合	18
	■特定経営力向上設備等を取得した場合の特例を学習する	
テーマ3	認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合	26
	■認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特例を学習する	
テーマ4	事業適応設備等を取得した場合	31
	■事業適応設備等を取得した場合の特例を学習する	
テーマ5	生産工程効率化等設備等を取得した場合	35
	■生産工程効率化等設備等を取得した場合の特例を学習する	
テーマ6	試験研究を行った場合の特別控除	38
	■試験研究を行った場合の法人税額の特別控除を学習する	
テーマ7	給与等支給額が増加した場合の特別控除	66
	■給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除を学習する	

■本講義・教材の内容及び関係法令書類につきましては、令和3年4月1日現在に公表されている法令等に基づき作成しております。

「法人税税額控除等（措置法）」

1

中小企業者等が機械等を取得した場合

中小企業者等が機械等を取得した場合の特例を学習する

Theme

1 制度の内容

中小企業の設備投資を促進するため、一定の中小企業者等が特定機械装置等を取得した場合には、特別控除を適用することができます。

(1) 適用要件（措法42条の6）

- ① 適用法人……青色申告書を提出する中小企業者等のうち資本金の額が3,000万円以下の法人（特定中小企業者等）。なお、適用除外事業者を除く。
- ② 対象資産……新品の特定機械装置等
- ③ 適用要件……指定事業の用に供したこと（貸付の用を除く）
- ④ 選択適用……特別償却の適用を受けないこと

（注1）特定中小企業者等に該当しなくなった場合の適用（措通42の6-1）

法人が各事業年度の中途において特定中小企業者等に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に取得等をして指定事業の用に供した特定機械装置等については特別控除の規定の適用がある。

（注2）特定機械装置等

次に掲げる資産のうち、一定の要件を満たすものをいいます。

- ① 機械装置
一台又は一基の取得価額が百六十万円以上のもの
- ② 製品の品質管理の向上等に資する一定の工具
測定工具及び検査工具で、一台又は一基の取得価額が百二十万円以上のもの（その事業年度に取得をして指定事業の用に供した工具（一台又は一基の取得価額が三十万円以上のものに限る。）の取得価額の合計額が百二十万円以上である場合の当該工具を含む。）
- ③ 一定のソフトウェア
電子計算機に対する指令であつて一の結果を得ることができるように組み合わせられたもの（複写して販売するための原本、開発研究の用に供されるものそ

の他次のものを除く。)

イ サーバー用オペレーティングシステムのうち、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格一五四〇八に基づき評価及び認証をされたもの（次号において「認証サーバー用オペレーティングシステム」という。）以外のもの

ロ サーバー用仮想化ソフトウェアのうち、認証サーバー用仮想化ソフトウェア（電子計算機の記憶装置に書き込まれた二以上の認証サーバー用オペレーティングシステムによる当該電子計算機に対する指令を制御するサーバー用仮想化ソフトウェアで、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格一五四〇八に基づき評価及び認証をされたものをいう。）以外のもの

ハ データベース管理ソフトウェアのうち、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格一五四〇八に基づき評価及び認証をされたもの以外のもの等

ニ 連携ソフトウェアのうち、一定の指令（注）を日本工業規格×五七三一一八に基づき認証をする機能及びその指令を受けた旨を記録する機能を有し、かつ、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格一五四〇八に基づき評価及び認証をされたもの以外のもの

（注）日本工業規格×〇〇二七に定めるメッセージの形式に基づき日本工業規格×四一五九に適合する言語を使用して記述された指令を受ける機能

ホ 不正アクセス防御ソフトウェアのうち、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格一五四〇八に基づき評価及び認証をされたもの以外のもの

なお、一のソフトウェアの取得価額が七十万円以上のもの（その事業年度に、取得等をして指定事業の用に供したソフトウェアの取得価額の合計額が七十万円以上である場合の当該ソフトウェアを含む。）に限ります。

④ 大型貨物自動車

道路運送車両法施行規則別表第一に規定する普通自動車で貨物の運送の用に供されるもののうち車両総重量が三・五トン以上のもの

⑤ 内航海運業の用に供される船舶

(注3) 指定事業

製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、その他次に掲げる事業（性風俗関連特殊営業に該当するものを除く。）とします。

- ① 小売業
- ② 料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業にあつては、生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。）
- ③ 一般旅客自動車運送業
- ④ 海洋運輸業及び沿海運輸業
- ⑤ 内航船舶貸渡業
- ⑥ 旅行業
- ⑦ こん包業
- ⑧ 郵便業
- ⑨ 通信業
- ⑩ 損害保険代理業
- ⑪ 不動産業
- ⑫ サービス業（娯楽業（映画業を除く。）を除く。）

なお、法人の営む事業が指定事業に該当するかどうかは、その法人が主たる事業としてその事業を営んでいるかどうかを問いません（措通42の6-4）。

また、指定事業とその他の事業とを営む法人が、その取得等をした特定機械装置等をそれぞれの事業に共通して使用している場合には、その全部を指定事業の用に供したものとします（措通42の6-7）。

(2) 特別控除額

税額基準額を限度として、税額控除限度額を法人税額から控除します。

- | | | |
|---|---------|-------------------------|
| ① | 税額控除限度額 | 基準取得価額×7% |
| ② | 税額基準額 | 調整前法人税額（税率適用後の算出税額）×20% |
| ③ | 特別控除額 | ①と②のうち少ない方 |

(注) 基準取得価額

特定機械装置等の取得価額（船舶については取得価額の75%）をいいます。

(3) 中小企業者等

資本金 1億円以下 の法人	① 発行済株式等の2分の1以上が同一の大規模法人（資本金の額が1億円超の法人等）の所有に属している法人 ② 発行済株式等の3分の2以上が複数の大規模法人の所有に属している法人
	上記以外の法人(中小企業者等)
資本金1億円超の法人	

(注1) 判定の時期

中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、特定機械装置等の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況によって判定します。

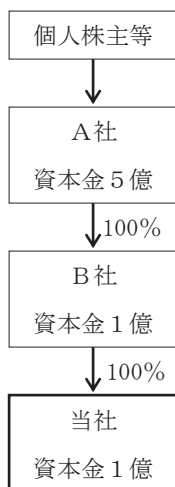
(注2) 大規模法人

次に掲げる法人をいいます。

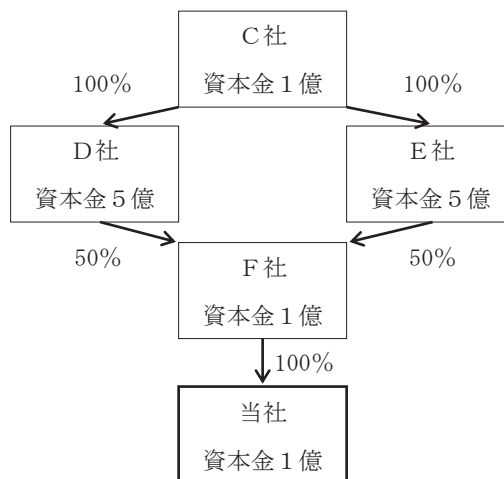
- ① 資本金の額が1億円超の法人等
- ② 大法人（資本金の額が5億円以上である法人等）による完全支配関係がある普通法人
- ③ 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式等の全部をそのうちいずれか一の大法人が有するものとみなした場合にその大法人による完全支配関係があるときのその普通法人

【図 解】

<ケース1> (上記②)



<ケース2> (上記③)



<ケース1>

B社は大規模法人に該当する（B社は大法人A社による完全支配関係があるため）。

当社は大規模法人であるB社に発行済株式等の2分の1以上保有されているため、中小企業者に該当しない。

<ケース2>

F社は大規模法人に該当する（F社は、F社との間に完全支配関係がある全ての大法人D社及びE社が有するF社株式の全部をいずれか一の大法人（D社又はE社）が有するものとみなした場合にその大法人による完全支配関係があるため）。

当社は大規模法人であるF社に発行済株式等の2分の1以上保有されているため、中小企業者に該当しない。

(4) 適用法人に関する経過措置

平成31年4月1日以後に開始する事業年度では、「中小企業者のうち適用除外事業者」は税額控除の適用法人から除外されます。

適用除外事業者とは、次の金額が15億円を超える法人をいいます。

$$\frac{\text{当該事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得の金額の合計額}}{\text{分子の各事業年度の月数の合計数}} \times 12$$

(5) 特別償却との選択適用

特別控除に代えて、基準取得価額の30%相当額の特別償却を行うことができます。

$$\text{償却限度額} = \text{普通償却限度額} + \text{基準取得価額} \times 30\%$$

なお、特別償却は中小企業者について適用が認められます。

	中小企業者等		中小企業者等以外
	特定中小企業者等	左記以外	
特別償却（30%）	○	○	×
特別控除（7%）	○	×	×

設 例

- (1) 青色申告法人である当社（特定中小企業者等に該当する。）は当期の10月5日に新品の機械装置（定額法償却率0.100）を4,000,000円で取得し、直ちに事業の用に供した。

なお、この機械装置は租税特別措置法第42条の6に規定する特定機械装置等に該当し、特別控除の適用を受けることとする。

- (2) 当期における調整前法人税額は2,156,000円である。



解説

【別表 1】

(1) 税額控除限度額

$$4,000,000円 \times 7\% = 280,000円$$

(2) 税額基準額

$$2,156,000円 \times 20\% = 431,200円$$

(3) 特別控除額

$$(1) < (2) \quad \therefore 280,000円$$

【解答への道】

(1) 税額控除限度額は、基準取得価額に7%を乗じた金額となる。

(2) 税額基準額（調整前法人税額の20%）は、税額控除限度額の限度となる。